



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成20年6月9日

金融庁監督局銀行第一課長 殿

照会者名 _____
住所 _____
〒 _____
連絡先 _____
電 話 番 号 _____
ファックス番号 _____
電子メールアドレス _____

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

銀行法第2条14項、銀行法第52条の36第1項、銀行法第61条

照会者が下記の広告兼事務処理事業のみを行うに際して、銀行法第2条14項に定める「銀行代理業」に該当せず、銀行法第52条の36第1項に定める許可を受けることなく広告兼事務処理事業を営む場合であっても、照会者が銀行法第61条に定める罰則の対象とならないことをご確認いただきたく存じます。また照会者が下記の広告兼事務処理事業に加えて、下記の融資シミュレーション事業を行うに際しても、銀行法第52条の36第1項第1項に定める許可を受けることなく広告兼事務処理事業に加えて、融資シミュレーション事業を営む場合であっても、照会者が銀行法第61条に定める罰則の対象とならないことをご確認いただきたく存じます。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、下記(1)－①、②、③、④に記載の広告兼事務処理事業と(2)－①、②、③、④に記載の融資シミュレーション事業を行うことを検討しています。

(1)

①広告兼事務処理事業の概要

照会者は、複数の銀行との間に(1)－①、②、③、④に記載の広告兼事務処理事業を提供することを内容とする契約を締結した上で(以下「広告関連契約」といい、本広告関連契約を締結した銀行を以下「広告契約銀行」といいます。)、広告契約銀行が作成した広告契約銀行に係る会社情報、ロゴ及び広告契約銀行の取扱う貸付商品に係る商品情報をその内容とする広告物(以下「本広告物」といいます。)、を、照会者が運営するWEBサイトとメルマガ上(以下「本サイト等」といい、広告兼事務処理事業及び融資シミュレーション事業が提供されているWEBサイトとメルマガをいいます。)に掲載し、本サイト等の利用者(以下「本利用者」といいます。)からの本広告物に対する資料請求・相談申し込みを広告契約銀行に取次ぐことなどを内容とする事務処理サービスと当該事務処理に係るシステムを広告契約銀行に提供する事業。本利用者は、本サイト等に掲載の利用規約(以下「本利用規約」といいます。)及び当該資料請求・相談申し込みに係る広告契約銀行が作成した広告契約銀行に対する同意条項(以下「広告契約銀行同意条項」といいます。)に同意した上で、本サイト上で照会者が提供するサービスを利用する。また本サイト等上に掲載の本広告物はオープンな状態で掲載されており、本利用者は本広告物の閲覧に対して、本利用規約及び広告契約銀行同意条項に同意は必要ない。

②報酬の受領

広告契約銀行は広告関連契約に基づいて、広告兼事務処理事業の対価(以下「本件対価」)として、毎月一定額の基本費用と資料請求1件、融資相談申込1件、及び融資成約1件を本件単価の単位とする一件ごとの定額方式の費用を支払う。また本利用者は、本サイト等上で照会者が提供するサービスの利用に関して対価を支払う必要はない。

③照会者が将来行おうとする行為

照会者は、「広告契約銀行が入稿した本広告物を照会者が運営する本サイト等に掲載する行為」及び「本利用者からの依頼に基づいて資料請求・相談申込を広告契約銀行に取次ぐ行為」を行うことを考えています。具体的には次の通りです。

(A) 広告契約銀行は、照会者が指定する形式・形態(表示項目の文字数、大きさ)に基づいて本広告物を作成した上で照会者に入稿し、照会者は本広告物を照会者が運営する本サイト等上に掲載する。尚、メルマガに掲載の本広告物には照会者が運営するWEBサイトにリンクが張られており、本利用者がメルマガに掲載の当該広告物をクリックすることで、当該WEBサイトにジャンプするように設計されている。

(B) また本広告物に係る本利用者からの資料請求・相談申込を広告契約銀行に取り次ぐことを目的として、本広告物が掲載されている当該WEBページ上に本広告物に係る広告

契約銀行に対して資料請求・相談申込を行うに必要な項目を設定した申込フォーム（以下「本広告関連フォーム」といいます。）を設置し、本利用者が当該本広告関連フォームに入力した資料請求・相談申込データ（以下「資料請求等データ」といいます）から広告契約銀行がWEBブラウザ上で閲覧・管理することができるデータベース（以下「広告契約銀行管理データベース」といいます。）を作成し、広告契約銀行は当該広告契約銀行管理データベースに設定されているアクセス権限に応じて、当該広告契約銀行管理データベースにアクセスし、資料請求等データを入手する。結果、本広告物に係る本利用者からの資料請求・相談申込を広告契約銀行に取り次ぐ目的を達することができるシステムを提供することとなる。

(C) また当該資料請求等データに基づいて、資料請求等データを一覧形式に表示して提供すると共に、資料送付の有無や送付資料の種別、相談申込みの有無など、本利用者からの資料請求や相談申込みを広告契約銀行がWEBブラウザ上で管理し、広告契約銀行が自社の内部システムで自由に資料請求等データを管理・活用するために必要なCSV形式に資料請求等データを変換できる申込データレポート作成機能や、(1)-(2)に規定する報酬を広告契約銀行が管理するために、報酬の計算と支払い根拠となる資料請求件数や相談申込件数、融資成約件数、その日付、各件数に係る報酬単価とその総額、各件数に係る報酬の支払いの可否をWEBブラウザ上で確認・管理することができる売上レポート作成機能を付与したシステムを広告契約銀行に提供する。

(D) なお、広告兼事務処理事業では形式的にも実質的にも本サイト等上から正式な融資申込みはできず、照会者は資料請求または相談申込みに限定して広告契約銀行に取り次ぐとともに、資料請求・相談申込と正式な融資申込の誤認を防ぐために、「正式な融資申込は、銀行の所定の手続きが必要です。」等、本サイト等上の本利用規約に明示します。

④貸付契約の締結の代理・媒介への関与

広告兼事務処理委託契約及び本利用規約には、本利用者からの正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの契約締結の交渉や手続に対して照会者が人的に、個別に、直接・間接的に関与することはなく、それらは本利用者と広告契約銀行との間でのみ行わなければならない旨の規定を設けており、当該項目を規定する広告兼事務処理委託契約及び本利用規約を締結・同意しなければ当該事業に係るサービスを利用できないシステムとなっている。また照会者は、商品説明や説得などの人的な営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの貸付契約締結の交渉や手続、条件の確定や締結に関わる行為は行わない。結果、照会者は広告契約銀行と本利用者間の貸付契約の締結の代理・媒介への関与は一切行わない。

(2)

①融資シュミレーションサービス事業の概要

照会者と複数の銀行との間に(2)-①、②、③、④に記載の融資シミュレーションサービス事業を提供することを内容とする契約を締結した上で(以下「融資シミュレーション関連契約」といい、融資シミュレーション関連契約を締結した銀行を以下「試算契約銀行」といいます。また広告関連契約と融資シミュレーション関連契約の間には一切の関連性はなく、銀行は各々の契約を自由意志に基づいて締結する。)、本利用者からの一般的な融資の考え方として借入の適正性を試算契約銀行に照会したいという依頼に基づいて、当該本利用者の属性情報や財務情報など(以下「本照会データ」といいます。)を銀行に取次ぎ、本照会データを入手した試算契約銀行がその保有するスコアリングモデルを利用して試算したABC3段階の一般的な融資の考え方としての借入の適正性に係る回答(以下「融資シミュレーション結果」)を本利用者に取り次ぐために必要なサービス及びシステムを本サイト等上で試算契約銀行及び本利用者に提供する事業。本利用者は、本サイト等に掲載の利用規約(以下「本利用規約」といいます。)及び当該融資シミュレーション事業に係る試算契約銀行が作成した試算契約銀行に対する同意条項(以下「試算契約銀行同意条項」といいます。)に同意した上で、本サイト上で提供されているサービスを利用する。

②報酬の受領

試算契約銀行及び本利用者は、融資シミュレーションサービス事業に係るサービス・システムの利用に関して対価を支払う必要はない。

③照会者の行おうとする行為

照会者は「本利用者からの依頼に基づいて本照会データを試算契約銀行に取次ぎ、当該試算契約銀行の融資シミュレーション結果を当該本利用者に取り次ぐ行為」を行うことを考えています。具体的には次の通りです。

(A) 本利用者が試算契約銀行に対して一般的な融資の考え方としての借入適正性を照会するために必要な項目を入力することができるフォーム(以下「本照会データ入力フォーム」といいます。)を本サイト等上に設置し、本利用者が当該フォームに入力した当該本照会データから試算契約銀行がWEBブラウザ上で閲覧・管理することができるデータベース(以下「試算契約銀行管理データベース」といいます。)を作成し、試算契約銀行は当該試算契約銀行管理データベースに設定されているアクセス権限に応じて、当該試算契約銀行管理データベースにアクセスし、当該本照会データを入手する。結果、本利用規約に同意した本利用者からの一般的な融資の考え方として借入の適正性を試算契約銀行に照会したいという依頼に基づいて、本利用者が本照会データ入力フォームに入力した本照会データを試算契約銀行に取り次ぐサービス及びシステムを提供する。

(B) また試算契約銀行は融資シミュレーション結果を試算契約管理データベースに入力すると共に、照会者は本利用者に対して当該融資シミュレーション結果にアクセスする権限を付与、本利用者は当該アクセス権限に基づいて、融資シミュレーション結果を閲覧することができるシステムを提供する。結果、融資シミュレーション結果を本利用者に取り次ぐサービス・システムを提供する。(C) なお当該結果は正式な融資の申込みの諾否を

試算契約銀行が判断した結果ではなく、あくまで本照会データを試算契約銀行が融資シミュレーション関連契約で規定する方法によって、一般的な融資の考え方としての借入の適正性を回答するものである。また本照会データや融資シミュレーション結果に関して、照会者は内容の確認及び修正・加工を行わない。また本照会データや融資シミュレーション結果は暗号化しており、融資シミュレーションサービス事業を第三者に委託した場合に関しても、委託先は当該情報の内容を把握することはできない。

④貸付契約の締結の代理・媒介への関与

融資シミュレーション関連契約及び本利用規約には、本利用者からの正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの契約締結の交渉や手続に対して照会者が人的に、個別に、直接・間接的に関与することはなく、それらは本利用者と銀行との間でのみ行わなければならない旨の規定を設けており、貸付契約の締結の代理・媒介への関与は形式的にも、実質的にも行わず、また当該項目を規定する融資シミュレーション関連契約及び本利用規約を締結・同意しなければ当該事業に係るサービスを利用できないシステムとなっている。また融資シミュレーション事業は、単に一般的な融資の考え方としての借入の適正性を試算契約銀行に照会し、当該試算契約銀行の算出した融資シミュレーション結果を取り次ぐために必要なシステムを提供するものであって、照会者は本照会データや融資シミュレーション結果の確認・修正・加工、融資シミュレーション結果の算出に関与することは行わず、システムの提供以外の一切の行為に関与するものではなく、照会者は、商品説明や説得などの人的な営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの貸付契約締結の交渉や手続、条件の確定や締結に関わる行為は行わない。結果、照会者は試算契約銀行と本利用者間の貸付契約の締結の代理・媒介への関与は一切行わない。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 広告兼事務処理事業に関する照会者の見解

照会者が行おうとする広告兼事務処理事業は銀行法第2条14項に定める「銀行代理業」に該当せず、銀行法第52条の36に定める許可を受けることなく広告兼事務処理事業を営む場合であっても、照会者が銀行法第61条に定める罰則の対象とならないものと考えます。

ご高尚のとおり、一般にテレビ局や新聞、ラジオ、WEBサイト等の広告媒体が銀行との間に広告にかかる契約を締結した上で、銀行及び銀行の取扱う貸付商品に関する広告物を広告し、その経済的対価として広告費を得ることは広く行われており、通常、当該広告媒体は銀行代理業の許可を得ていることはないと考えられます。これは、銀行代理業の許可が不要となる場合がある場合として金融庁主要行向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-1-1(3)において、①商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付②契約申込書及びその添付書類等の受領・回収③金融商品説明会における一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明及び①②に掲げる行為の事務処理の一部のみを

銀行から受託して行うに過ぎない者が例示をされており、また銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について

(http://www.fsa.go.jp/news/news_j/17/ginkou/20060517-1.html) においても、一般に、銀行からの直接又は間接的な委託（間接的な委託とは、再委託、再々委託及びその連鎖）に基づき、預金、貸付け、為替取引を内容とする契約の条件の確定又は締結に関与するものではない、契約の条件の確定又は締結に関与する対価として、銀行から直接又は間接的に報酬、手数料その他名目のいかににかかわらず経済的対価を受領するものではない、場合には、銀行代理業に該当しないと考えられます。また、「その他名目のいかににかかわらず」としているのは、潜脱的に対価を受領することにより、銀行代理業としての規制を逃れることを防止するためであり、別個の契約に基づく合理的な対価の受領まで含める趣旨ではありませんとの金融庁の考え方・コメントが示すとおり、かかる基準に従えば、社会通念上、一般的な広告に係る契約において広告媒体が行う広告事業の範囲には、当該広告に係る商品説明や説得などの人的な営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの貸付契約締結の交渉や手続き、条件の確定や締結に関わる行為は含まれず、単に銀行及び銀行の取扱う貸付商品に係る広告物を広告する範囲に留まることから、商品案内チラシ等の単なる配布と同様に「媒介」に至らない行為であって、また当該広告行為の対価として経済的対価を受領するに關しても、広告にかかる契約を締結した上で「媒介」に至らない範囲で広告行為を行うものであるから、銀行代理業としての規制を逃れて貸付契約の条件の確定または締結に関与する対価として経済的対価を潜脱的に受領する行為には該当することはなく、「別個の契約に基づく合理的な対価の受領」として適法に行うことができると解しています。なお銀行の貸付商品などを広告しているテレビ局やラジオ局などの多数の広告媒体は銀行代理業の許可を得ることなく、貸付商品に係る広告行為を行い、その対価として経済的対価を受領し、また多数のWEBサイトの所有者はアフィリエイトシステムなどを通じて、当該WEBサイト上に銀行の貸付商品に係る広告物を掲載し、掲載した広告物に係る融資申込み件数や成約件数に応じて経済的対価を受領しているが、銀行代理業の許可を得ることはしていない。これらの多数の広告媒体が実際に存在していることは、広告に係る商品説明や説得などの人的な営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの貸付契約締結の交渉や手続き、条件の確定や締結に関わる行為をすることなく、単に銀行及び銀行の取扱う貸付商品に係る広告物を広告する範囲に留めて、「媒介」に至らない行為の対価として、「別個の契約に基づく合理的な対価の受領」として適法に行うのであれば、これを規制することを行わないことが社会的に有意義であると認知されている証左であると考えています。

上記と同様に、照会者が行う広告兼事務処理事業に関しては、本サイト等に掲載する本広告物は広告契約銀行が作成したものであって照会者はその内容を制作するに關して関与

しない点、照会者は本利用者からの資料請求等データを広告契約銀行に取次ぐ上で必要なサービスやシステム提供し、当該資料請求や相談申込に係る広告契約銀行の事務処理を支援するサービスやシステムを提供することで広告契約銀行の事務処理を受託するに過ぎず、また照会者は資料請求等データの内容の確認、修正、加工を行わない点から、広告関連契約に基づいて照会者が行う広告兼事務処理事業の範囲に関しても、本広告物に係る商品説明や説得などの人的な営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの貸付契約締結の交渉や手続き、条件の確定や締結に関わる行為は一切含まれず、商品案内チラシなどの単なる配布、契約申込書などの単なる受領、回収と同様に「媒介」に至らない行為である。

広告契約銀行にとって有意であるが「媒介」に至らない範囲で行う本利用者からの資料請求等データを広告契約銀行に取次ぐ上で必要なサービスやシステム提供し、当該資料請求や相談申込に係る広告契約銀行の事務処理を支援するサービスやシステムを提供することで広告契約銀行の事務処理を受託するに過ぎない行為の対価として経済的対価を受領する行為に関しても、その経済的対価の金額や課金方法は、事務処理や事務処理に係るシステムを提供する会社に係る一般的な経済的対価の金額や課金方法から逸脱するものではなく、社会通念上適正な範囲で受領するものであって、銀行代理業としての規制を逃れて貸付契約の条件の確定または締結に関与する対価として経済的対価を潜脱的に受領する行為には該当することはなく、「別個の契約に基づく合理的な対価の受領」として適法に行うことができると考えています。

(2) 融資シミュレーション事業に関する照会者の見解

照会者が行おうとする融資シミュレーション事業は銀行法第2条14項に定める「銀行代理業」に該当せず、銀行法第52条の36に定める許可を受けることなく融資シミュレーション事業を営む場合であっても、照会者が銀行法第61条に定める罰則の対象とならないものと考えます。

貴庁では、銀行代理業の許可が不要となる場合がある場合として金融庁主要行向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-1-1(3)において、①商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付②契約申込書及びその添付書類等の受領・回収③金融商品説明会における一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明及び①②に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者が例示をされており、また銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(案)、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)に対するパブリックコメントの結果について

(<http://www.fsa.go.jp/news/news/j/17/ginkou/20060517-1.html>)においても、一般に、銀行からの直接又は間接的な委託(間接的な委託とは、再委託、再々委託及びその連鎖)に基づき、預金、貸付け、為替取引を内容とする契約の条件の確定又は締結に関与するも

のではない、契約の条件の確定又は締結に関与する対価として、銀行から直接又は間接的に報酬、手数料その他名目のいかににかかわらず経済的対価を受領するものではない、場合には、銀行代理業に該当しないと考えられます。また、「その他名目のいかににかかわらず」としているのは、潜脱的に対価を受領することにより、銀行代理業としての規制を逃れることを防止するためであり、別個の契約に基づく合理的な対価の受領まで含める趣旨ではありませんとの金融庁の考え方・コメントが示されていますが、かかる基準に従えば、システム会社が銀行との間で自己査定や融資稟議・与信にかかるシステム構築・提供にかかる契約を締結した上で、自己査定や融資稟議・与信にかかるシステムを構築、提供すると共に、審査業務の明確化や与信判断の定量化、効率化、ロジックの制定などの融資業務全般にかかるコンサルティングを提供することで、その経済的対価を得ることは広く行われているが、通常、当該システム会社は銀行代理業の許可を得ていないと考えられます。また、システム会社が銀行との間で融資申込などにかかるシステムの構築・提供にかかる契約を締結した上で、顧客が来店することなく、税務申告書の提出、融資をWEB上で申込むことができ、当該申し込みを審査、審査結果として融資の諾否を通知するに必要なイントラネットなどのシステムを構築、提供することで、その経済的対価を得ることも広く行われていますが通常、当該システム会社は銀行代理業の許可を得ていないと考えられます。これは、社会通念上、これらのシステム会社が行う業務の範囲は、システムを構築、提供し、当該システムを構築、提供、利用する上で必要なコンサルティング・メンテナンスを行う範囲に留まると考えられ、商品説明や説得などの人的な営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの貸付契約締結の交渉や手続き、条件の確定や締結に関わる行為は含まれないことから「媒介」に至らない行為であって、システムを構築、提供、利用する上で必要なコンサルティング・メンテナンスを行う対価として経済的対価を受領するに関しても、「媒介」に至らない範囲で行う行為の対価として経済的対価を受領するものであるから、銀行代理業としての規制を逃れて貸付契約の条件の確定または締結に関与する対価として経済的対価を潜脱的に受領する行為には該当することはなく、「別個の契約に基づく合理的な対価の受領」として適法に行うことができると解しています。

上記と同様に、照会者が行う融資シミュレーション事業の範囲には、商品説明や説得などの人的な営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査、審査に必要な資料の要求及び提供、融資契約の締結、実行などの貸付契約締結の交渉や手続き、条件の確定や締結に人的に関わる行為は含まれず、当該システムを利用するに当たってのルール設定を本利用規約や融資シミュレーション関連契約に定めることはしても、本照会データや融資シミュレーション結果の確認や修正・加工、融資シミュレーション結果の算出、算出に係る関与を行わない。本照会データや融資シミュレーション結果のやり取り、貸付契約締結の交渉や手続き、条件の確定や締結は試算契約銀行と本利用者間で行われ、照会者は本利用者からの一般的な融資の考え方として借入の適正性を試算契約銀行に照会したいという依頼に基づいて、本利用者が本照会データ入力フォームに入力した本照会データを試算契約銀行に取

り次ぐシステム及びサービスを提供し、また融資シミュレーション結果を本利用者に取り次ぐシステム及びサービスを提供する範囲に留まることから、融資シミュレーション事業は「媒介」には至らない行為と考えています。

また融資シミュレーション事業は本利用者・試算契約銀行共に無償で提供する事業であって、試算契約銀行は、経済的対価が発生しない融資シミュレーション関連契約のみを契約することが可能であり、経済的対価が発生する広告関連契約の締結を融資シミュレーション関連契約の前提とはしていないことから、当該契約の間に関連性はなく、融資シミュレーション事業の経済的対価を広告関連契約で潜脱的に受領することには当たらないと考えることができ、銀行代理業としての規制を逃れて貸付契約の条件の確定または締結に関与する対価として経済的対価を潜脱的に受領する行為には該当することはなく、「媒介」に至らない行為として適法に行うことができると考えます。

4. 公表の延期の希望

照会者は、以下の理由から本照会に対する回答から7ヶ月が経過したときから、公表がなされることを希望します。

(1) 理由

照会者は、本件照会に係るスキームを業として行うことを計画していますが、ご回答から間もない時期に公表されますと、同業者による模倣を招き、照会者の市場における先行者利益が害される危険性が高いと考えています。照会者は、本件照会に対するご回答をいただいた後に、システムの作成と正常に機能するかどうかの試験を行い、本件照会に係るスキームを実行する予定です。また本件照会に係るスキームに関するシステムの開発を発注する予定である会社に当該システムの作成と試験に要する期間を問い合わせたところ、最短でも7ヶ月の期間を要するとの回答を得ております。以上より、本件照会に係るスキームに関するシステムの作成とその試験を行い、照会者が本件照会に係るスキームの実施を開始するには、7ヶ月の期間を要することとなります。よって、本照会に対する回答から7ヶ月が経過したときから、公表がなされることを希望します。なお、システム作成とその試験が完了した時点で、ご連絡いたします。